

平成30年度男女共同参画推進に関するスケジュール

	4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月		
	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20
男女共同参画推進審議会 (年2～3回)						●									●						●			○												
						###									8/6																					
男女共同参画推進本部幹事会 (年2回)												●												●												
												7/2																								
男女共同参画推進本部 (年2回)												●												●												
												7/17															10/2									
女性活躍推進会議															●									●									●			●
															第1回																		(仮)目指せ!!頼れるパパになっちゃおう!講座			
																																	イクホス			第2回

石巻市男女共同参画推進本部幹事会について

根拠: 石巻市男女共同参画推進本部設置要綱 第6条

第6条 第2条に掲げる事項を調査検討するため、本部に石巻市男女共同参画推進本部幹事会(以下「幹事会」という。)を置く。

2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成する。

3 幹事長は、復興政策部長をもって充て、副幹事長は、復興政策部次長をもって充てる。

4 幹事は、総務部長、財務部長、復興事業部長、半島復興事業部長、河北総合支所長、雄勝総合支所長、河南総合支所長、桃生総合支所長、北上総合支所長、牡鹿総合支所長、生活環境部長、健康部長、福祉部長、産業部長、建設部長、病院局事務部長及び教育委員会事務局長が自らの属する部又は総合支所の職員のうちから指名する者をもって充てる。この場合において、男女いずれか一方の幹事の数、幹事の総数の10分の4未満とならないように努めるものとする。

5 幹事会の会議は、幹事長が必要に応じて招集し、幹事長がその議長となる。

6 幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、副幹事長がその職務を代理する。

7 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事会の会議に幹事以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

平成30年度石巻市男女共同参画推進本部会議及び幹事会について【予定】

	開催時期		開催時期	おもな内容
第1回本部会議	H30.7.17	第1回幹事会	H30.7.2	・平成29年度における石巻市男女共同参画基本計画の進捗に関する成果について ・平成30年度男女共同参画事業計画 ・平成30年度スケジュール
第2回本部会議	H30.10 上旬	第2回幹事会	H30.9 下旬	・平成29年度における石巻市男女共同参画基本計画の進捗状況に関する取り組み成果に対する審議会からの意見(評価)の報告について